

## 大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・津波関係)【抜粋】

旧  
No.

No.	分野	項目	指摘場所	指摘日	コメント内容	回答日
S5-40	津波	日本海東縁部	第868回会合	2020年6月19日	<p>日本海東縁部に想定される地震に伴う津波の基準波源モデルの設定について、地震調査研究推進本部(2003)や土木学会(2016)等の文献を引用するだけでなく、以下の内容を含めて、申請者の考え方を整理するとともに、資料構成を再整理し説明すること。なお、太平洋側のプレート間地震の検討波源についても同様に適宜修正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海東縁部については東西圧縮場という中で起こっている地震であり変動幅があることを踏まえ、地下構造の考慮と端部設定の根拠、その上で想定波源域を南北340km、東西50kmとし設定した理由。</li> <li>・根本ほか(2009)のアスペリティモデルを採用した理由、及びこのアスペリティモデルであれば保守性を担保できるとした理由、並びに最大すべり量を12mに設定した根拠。</li> <li>・設定した波源モデルにおいて8ケースの断層面を考えた理由、及び断層傾斜角・傾斜方向設定の考え方。</li> <li>・大角ほか(2018)等、前回の審査会合以降の新知見を確認のうえ、再整理すること。</li> </ul>	今後ご説明予定
S5-41	津波	日本海東縁部	第868回会合	2020年6月19日	<p>日本海東縁部に想定される地震に伴う津波の基準波源モデルの設定について、以下を考慮のうえパラメータスタディ実施の要否も含めて整理表を作成のうえ説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概略パラスタにおいて、南部のみにアスペリティを配置したケースを実施した理由。</li> <li>・詳細パラスタにおいて、断層上縁深さ5km以深のケースを実施しない理由。</li> <li>・ライズタイムについて、パラメータスタディを実施しない理由。</li> </ul>	今後ご説明予定
S5-42	津波	全般事項	第868回会合	2020年6月19日	<p>防波堤の有無の影響検討について、防波堤が有る場合に水位変動量が最大となるケースの波源と、無い場合に水位変動量が最大となるケースの波源が異なることを踏まえ、入力津波の検討の観点から、無い場合の波源も基準津波として採用すること。</p>	今後ご説明予定

コメントNo.の凡例 (1列目) \_\_H: ヒアリングでのコメント, S: 審査会合及び現地調査でのコメント

(2列目) \_\_1: 敷地周辺地質, 2: 敷地地質, 3: 地下構造, 4: 地震, 5: 津波, 6: 火山, 7: 地盤・斜面

注1) 項目のうち「第四系中の変状」(第700回審査会合までの記載)については「後期更新世に生じた変状」に改称。